

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	敷金の減免又は徴収猶予決定(敷金)	
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 18 条第 2 項、第 19 条	
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課	
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 16 条 ②多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)第 13 条
	基 準	<p>条例第 16 条及び条例施行規則第 13 条に定めるところによる。</p> <p>○条例第 16 条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気になったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>○条例施行規則第 13 条</p> <p>1 (1) 条例第 16 条第 1 号 収入額(生活保護法に規定する保護を受けることとなる場合に認定される収入額をいう)が生活保護法第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準(以下「生活保護基準」)以下であるとき。</p> <p>(2) 条例第 16 条第 2 号 疾病が長期にわたるため療養する必要があり、収入額から当該医療のため支出額を控除した残額が生活保護基準以下であるとき。</p> <p>(3) 条例第 16 条第 3 号 収入額から災害による損害のための支出額を控除した残額が生活保護基準以下であるとき。</p> <p>2 前項各号の規定に該当する者の減額後の家賃は、収入額の 1 割に相当する額を超えることができない。ただし、生活保護法により保護を受けている者については、住宅扶助基準又は住宅扶助特別基準相当額以内とする。</p> <p>3 第 1 項各号の規定に該当する者の敷金又は駐車場使用料の減免割合は、2 分の 1 以下とする。</p> <p>4 第 1 項の規定による家賃又は駐車場使用料の減免又は徴収猶予の期間及び敷金の徴収猶予の期間は、6 月以内とする。ただし、市長が特に認めるときは、6 月を限度として期間を延長することができる。</p>

	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 4~7日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 4~7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				